

ひしかり交流館及び菱刈パークゴルフ場指定管理に関するQ & A

平成26年2月26日現在

伊佐市地域振興課

【共通事項】

1. 施設・設備等損傷の免責

Q 1. 修理費が5万円以上のものについて、免責はないのか。全額、市が負担するのか。

A 1. 免責はない。大規模な修繕等については、市で対応する。

2. 軽微な復旧

Q 2. 軽微な復旧とは5万円未満と理解すればよいか。

A 2. お見込みのとおり。

3. 指定管理料の支払い方法等

Q 3. 募集要項第2(5)②のアにある指定管理料の支払い方法はどのようになるのか。月割りで支払われるのか。

A 3. 支払い時期、方法等については、協議のうえ協定に定める。なお、物産館施設の例では、事業実施年度当初にある程度の経費が必要なことから、第1・第2四半期分を4月末に、第3・第4四半期分をそれぞれ1月・3月末にと、計3回に分けて支払っている。

4. 駐車場管理

Q 4. 指定管理料の算定に駐車場の草払いは入っていないが、駐車場は市で管理するというだけでよいか。

A 4. パークゴルフ大会等の参加者は管理エリアのC・Dコース空き地以外にグラウンド横の駐車場及び河川敷の一部を利用しているが、グラウンド横の駐車場及び河川敷の一部は市で管理する。

5. イベント等開催時対応

Q 5. ドラゴンボートや花火大会等のイベント開催時は交流館・パークゴルフ場は閉鎖しているのか。

A 5. イベント開催時も閉鎖していない。

6. 消費税対応

Q 6. 消費税率の上昇分の取扱いはどうなっているか。

A 6. 指定管理料の算定にあたって消費税率の上昇分も考慮している。

7. 諸税対応

Q 7. 利益が発生した場合の諸税への対応はどうすればよいか。

A 7. 仕様書にあるとおり、指定管理に関する収支は事業者の他の会計と区分して処理したうえで、指定管理団体に関係する法令等により適切に対応されたい。

8. 職員体制

Q 8. 現在、ひしかり交流館及び菱刈パークゴルフ場で働いている方々は指定管理移行後は退職されるのか。また、指定管理者の要望があれば継続して働いてもらえるのか。

A 8. 交流館のパート職員（2名）と市との雇用契約は指定管理開始に伴い終了するが、2名とも引き続き雇用されることを希望されている。パークゴルフ場の管理は市の作業員が他の施設と兼ねて行っているため、専任の職員はいない。

【ひしかり交流館】

9. 朝市コーナー

Q 9. 特産品展示販売朝市コーナーとあるが、朝市は月に何回くらい開催しているのか。また、開催時間はどの程度か

A 9. 開館当時は開催していたが、現在は開催していない。指定管理者において、事業計画のなかで朝市をはじめいろいろなイベントを企画・提案されたい。

10. 交流館収入

Q 10. 交流館の特産品売上額は毎月いくらあるのか。

A 10. 手数料が30万円程度なので、年間売上額は300万円程度。パークゴルフ大会賞品やふるさと便等の売上げが主なものである。

11. 販売品

Q 11. 一般の商品（菓子類や野菜、果物）を販売してよいか。

A 11. 特産品の展示販売が最低条件であり、他の商品を販売しても差し支えない。

12. 足湯

Q 12. 足湯のお湯はどこから引いているのか。24時間お湯が出るのか。

A 12. 足湯のお湯は菱刈鉱山から配湯されている。お湯代は無料。24時間出るが、夕方排水して翌朝溜めている。現在、市の作業班員が定期的に清掃を行っている。

13. パークゴルフ協会の占用状態について

Q 13. 交流館1階右側の部屋はパークゴルフ協会の占用状態にあるが、指定管理後はど

うなるのか。

A13. 指定管理に移行する前までに協会の持ち物は撤去していただき、協会占用状態は解消される。ただし、指定管理者と協会との協議により引き続き使用させることは可。

14. 自動販売機

Q14. 自動販売機の収支はどうなっているか。経費のうちの光熱水費と収入の手数料に入っているか。

A14. 自動販売機は、取扱業者と観光特産協会との契約に基づき設置されており、交流館の収支には計上されていない。指定管理開始後は観光特産協会は撤退するため、自動販売機は撤去されるが、指定管理者が設置を希望すれば取扱業者と契約し、設置手数料及び販売手数料を指定管理者の収入とすることができる。

15. 使用料（交流館）

Q15. 減免の対象となった年間利用者数と延べ日数は。また、減免利用分の光熱水費はどうなるのか。

A15. 24年度は年間25件の減免を許可している。延べ人数は1,049人。光熱水費は、減免分も含んだ年間支出額で積算しているため、指定管理料で対応されたい。

16. 備品

Q16. 事務室内のファクス兼用コピー機、パソコン、電話機は指定管理開始後も使用できるのか。

A16. ファックス兼用コピー機、パソコン、電話機は観光特産協会の所有物であり、指定管理開始後は使用できない。なお、指定管理開始後はファクス機能付き電話機を市で設置する予定。コピー機、パソコンについては必要に応じ指定管理者が設置されたい。

【菱刈パークゴルフ場】

17. 損害保険

Q17. これまでパークゴルフ場において、事故等によって損害が発生したことがあるか。また、損害についてはどのような保険で対応するのか。

A17. これまで損害が発生したことはない。また、市の責任によりパークゴルフ場内でのけがを負わせた場合等については、市が加入している保険で対応する。

18. パークゴルフ愛好者人口

Q18. パークゴルフ愛好者人口はどれくらいか。

A18. 愛好者の数は把握していない。なお、市パークゴルフ協会加盟者のうちコース会員は180人程度。

19. 使用料（パークゴルフ場）

Q19. パークゴルフ場使用料の見直しを検討しているか。

A19. パークゴルフ場使用料の見直しについては検討を始めているところであり、今後の利用状況及び収支状況等を勘案しつつ議論を深めていきたい。